

# 千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え及び除却に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、安全で災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱に定める建築物耐震対策緊急促進事業、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定による千葉市耐震改修促進計画に基づき、この要綱及び千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に基づき、耐震改修、建替え及び除却を行う補助事業者に対し、市が補助金を交付する千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業をいう。
- (2) 緊急輸送道路 災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、千葉県耐震改修促進計画及び千葉市地域防災計画に位置づけられた路線。
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第1項第3号に掲げる建築物（耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物であるものを含む）で、緊急輸送道路に接する建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有するもの及びその部分は除く。
- (4) 補助対象建築物 緊急輸送道路沿道建築物で次のア、イ及びウ又はエに該当するものいう。
  - ア 千葉市域内にあるもの
  - イ 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づき設計・建設されたもの
  - ウ 既存耐震不適格建築物であるもの
  - エ 構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標が次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 木造建築物の場合、 $I_w$ が1.0未満
    - (イ) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の場合、 $I_s$ が0.6未満又は $q$ が1.0未満
- (5) 補助事業者 次のいずれかに該当し、市からの補助金の交付を受けて補助対象建築物の耐震改修、建替え及び除却を行う者をいう。
  - ア 補助事業を行う補助対象建築物の所有者（複数の者が共同所有する場合、共同所有者全員により合意された代表者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体）
  - イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者
- (6) 耐震診断 耐震診断者が行う耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、同法第4条第1項の基本方針に基づき建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (7) 耐震改修 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修で、同法第4条第1項の基本方針に基づき、次の要件を満たす耐震改修工事をするをいう。
  - ア 木造建築物の場合、 $I_w$ が1.0以上
  - イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の場合、 $I_s$ が0.6以上かつ $q$ を1.0以上
- (8) 建替え 既存建築物を除却後、既存建築物の同等以上の延べ面積の建築物を建築することをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第3項に規定する建築物の場合は、その限りではない。
- (9) 耐震改修工事監理者 次のいずれかに該当する者であって、建築士法（昭和25年法律第20

1号)及びこの要綱に基づき緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事の監理を行う者をいう。

ア 一般社団法人日本建築防災協会の耐震改修技術者講習会の受講を修了した者(ただし、建築士法の規定により必要となる資格を有する者)

イ 千葉県耐震診断助成事業要綱に規定する木造住宅耐震診断士名簿又はマンション耐震診断士名簿に記載されている者。ただし、建築士法の規定により必要となる資格を有する者。

ウ 建築士法の規定により必要となる資格を有する建築士

(10) 耐震改修工事施工者 市内に本店、支店又は営業所等を開設している建設業法(昭和24年法律第100号)の建築工事業、の許可を受けた者であって、この要綱に基づき補助対象建築物の耐震改修工事を行う者をいう。

(11) 建替え工事施工者 市内に本店、支店又は営業所等を開設している建設業法の建築工事業の許可を受けた者であって、この要綱に基づき補助対象建築物の建替え工事を行う者をいう。

(12) 除却工事施工者 市内に本店、支店又は営業所等を開設している建設業法の建築工事業若しくは解体工事業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の解体工事業者の登録を受けた者であって、この要綱に基づき補助対象建築物の除却工事を行う者をいう。

## 第2章 耐震改修

### (耐震改修の方法)

第3条 補助対象建築物の耐震改修は、前条第4号に規定する認定に係る認定書及び設計図(以下「改修設計図」という。)のとおりに行わなければならない。

2 耐震改修は、耐震改修工事監理者の工事監理により、耐震改修工事施工者が耐震改修工事を行わなければならない。

### (耐震改修工事の監理)

第4条 耐震改修工事監理者は、耐震改修工事の監理を、建築士法及びこの要綱に基づいて行わなければならない。

2 耐震改修工事監理者は、耐震改修に係る工事の内容を、改修設計図と照合し、改修設計図のとおりを実施されていることを確認しなければならない。

3 耐震改修工事監理者は、改修設計図のとおりを実施されていないことを確認したとき、耐震改修工事施工者に改修設計図のとおり施工するよう指示しなければならない。

4 耐震改修工事監理者は、前2項の業務の結果を文書に記録し、工事完了後、補助事業者に提出しなければならない。

5 耐震改修工事監理者は、監理を適切に実施するため、工程等について、施工者と十分に調整を行うものとする。

6 耐震改修工事監理者は、監理により知り得た補助事業者及び補助対象建築物の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (耐震改修工事の施工)

第5条 耐震改修工事施工者は、耐震改修工事を、この要綱、建設業法その他関係法令に基づいて行なわなければならない。

2 耐震改修工事施工者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意を持って業務にあたらなければならない。

3 耐震改修工事施工者は、耐震改修に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

4 耐震改修工事施工者は、工事の実施により知り得た補助事業者及び補助対象建築物の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 耐震改修工事施工者は、改修設計図に忠実に工事を行なわなければならない。

6 耐震改修工事施工者は、工事期間中、耐震改修工事監理者に協力しなければならない。

### (仕様の変更)

第6条 耐震改修工事施工者は、改修設計図で定めた材料の仕様を変更しようとする場合、補助事業者と協議するものとする。

2 耐震改修工事施工者は、前項の規定による協議の結果、補助事業者の了解が得られたとき、当該仕様を変更し、施工することができるものとする。

(設計変更)

第7条 施工に係る契約を締結した後、設計の変更を検討する必要がある場合、耐震改修工事施工者は、その内容を、補助事業者及び改修設計図の設計者に説明しなければならない。

2 補助事業者から設計を変更する旨の通知がなされ、新たな設計図が提出された場合、耐震改修工事施工者は、その内容を確認するものとする。

3 耐震改修工事施工者は、設計変更の内容を確認した結果、工事費に変更が生じると判断したときは、新たな設計図に基づく見積書を補助事業者に提出し、協議するものとする。

4 耐震改修工事施工者は、次のいずれにも該当するとき、新たな設計図に基づく工事（以下「変更工事」という。）に係る契約を締結し、変更工事を実施するものとする。

(1) 変更工事を実施することについて補助事業者と合意したとき

(2) 設計の変更（軽微な変更を除く）に係る市長の承認が得られたとき

(施工写真)

第8条 補助事業者は、耐震改修を改修設計図のとおり実施したことを自ら写真に撮影し、又は耐震改修工事施工者若しくは耐震改修工事監理者に撮影させ、記録しなければならない。

2 前項に規定する写真は、次に掲げる状況写真と材料写真とする。

(1) 状況写真 耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影したもの

(2) 材料写真 使用した主な材料の寸法及び仕様を撮影したもの

### 第3章 建替え

(建替え工事の施工)

第9条 建替え工事施工者は、建替えに係る工事を、この要綱、建設業法その他関係法令に基づいて行なわなければならない。

2 建替え工事施工者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意を持って業務にあたらなければならない。

3 建替え工事施工者は、工事の実施により知り得た補助事業者及び補助対象建築物の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

4 建替え工事施工者は、建築確認済証の交付を受けた建築確認申請書に忠実に工事を行なわなければならない。

(設計変更)

第10条 施工に係る契約を締結した後、設計の変更を検討する必要がある場合、建替え工事施工者は、その内容を、補助事業者に説明しなければならない。

2 補助事業者から設計を変更する旨の通知がなされ、新たな設計図が提出された場合、建替え工事施工者は、その内容を確認するものとする。

3 建替え工事施工者は、設計変更の内容を確認した結果、工事費に変更が生じると判断したときは、新たな設計図に基づく見積書を補助事業者に提出し、協議するものとする。

4 建替え工事施工者は、次のいずれにも該当するとき、新たな設計図に基づく工事（以下「変更工事」という。）に係る契約を締結し、変更工事を実施するものとする。

(1) 変更工事を実施することについて補助事業者と合意したとき

(2) 設計の変更に係る建築確認済のもの（計画変更確認申請が不要のものを除く）

(3) 設計の変更に係る市長の承認が得られたとき（軽微な変更を除く）

(施工写真)

第11条 補助事業者は、建替えを建築確認図書のとおり実施したことを自ら写真に撮影し、又は建替え工事施工者に撮影させ、記録しなければならない。

2 前項に規定する写真は、次に掲げる状況写真と材料写真とする。

(1) 状況写真 建替え工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影したもの

(2) 廃棄物写真 補助対象建築物を解体した際の廃棄物を撮影したもの

#### 第4章 除却

(除却工事の施工)

第12条 除却工事施工者は、除却に係る工事を、この要綱、建設業法その他関係法令に基づいて行なわなければならない。

2 除却工事施工者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意を持って業務にあたらなければならない。

3 除却工事施工者は、工事の実施により知り得た補助事業者及び補助対象建築物の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(施工写真)

第13条 補助事業者は、除却を実施したことを自ら写真に撮影し、又は除却工事施工者に撮影させ、記録しなければならない。

2 前項に規定する写真は、次に掲げる状況写真と材料写真とする。

(1) 状況写真 除却工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影したもの

(2) 廃棄物写真 補助対象建築物を解体した際の廃棄物を撮影したもの

#### 第5章 耐震改修費等の補助

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付については、補助要綱に基づき実施するものとする。

(指導、監督)

第15条 市長は、補助事業を実施している補助事業者、耐震改修工事監理者、耐震改修工事施工者、建替え工事施工者及び除却工事施工者に対して、事業の計画の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業を実施している補助事業者、耐震改修工事監理者、耐震改修工事施工者、建替え工事施工者及び除却工事施工者に対して、事業の適正な執行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言、勧告を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。